

出版物の国際交換に関する条約（仮訳）

1958年12月3日 第10回ユネスコ総会
採択

1961年11月23日 効力発生

国際連合教育科学文化機関の総会は、1958年11月4日から12月5日までその第10回会期としてパリで会合し、

出版物の国際交換の発展は、世界の諸国民間の思想及び知識の自由な交換に不可欠なものであることを確信し、

国際連合教育科学文化機関憲章が出版物の国際交換に与えている重要性を考慮し、

出版物の国際交換に関する新しい国際条約の必要性を認め、

会期の議事日程の15.4.1議題である出版物の国際交換に関する提案を審議し、

総会の第九回会期において、これらの提案が国際条約として国際的な規制の対象となるべきことを決定し、

1958年12月3日にこの条約を採択する。

第1条 出版物の交換

締約国は、本条約の規定に従って、政府機関ならびに教育的、科学的及び技術的又は文化的性格を有する非政府施設間の出版物の交換を奨励し、かつ、容易にすることを約束する。

第2条 交換の適用分野

1 この条約の適用上、この条約の第1条に掲げる機関及び施設間で転売の恐れのないものが交換物件と見なされる。即ち、

(a) 書籍、新聞及び定期刊行物、地図及び図面、版画、写真、縮写、音楽作品、点字出版物その他の図解資料のような教育的、法律的、科学的、技術的、文化的又は報道的性格を有する出版物

(b) 国際連合教育科学文化機関の総会が、1958年12月3日採択した、官公署出版物及び政府文書の国家間における交換に関する条約が定める出版物

2 この条約は、国際連合教育科学文化機関の総会が、1958年12月3日、採択した官公署出版物及び政府文書の国家間における交換に関する条約に基づいて行なわれる交換には、なんら影響を及ぼすものではない。

3 この条約は、秘密文書、公表されていない回章及びその他の文書には適用されない。

第3条 交換機関

1 締約国は、この条約第1条に掲げる機関及び施設間の出版物交換の発展及び調整に関して次の権限を国内交換機関又は、このような機関が存在しない場合には、1又は2以上の中央交換当局に委託することができる。

- (a) 特に、必要なときは、交換物件を送達することにより、出版物の交換を容易にする。
- (b) 国内又は国外の機関及び施設が処理し得る交換の可能性について助言及び情報を提供する。
- (c) 適当な場合、重複した出版物交換を奨励する。

2 しかしながら、この条約第1条に掲げる機関及び施設間の交換の発展及び調整を国内交換機関又は他の中央当局の手に一任することが望ましくないと認めるときは、本条の1に列記する機能の全部又は一部を他の1又は2以上の他の当局に委託することができる。

第4条 送達方法

送達は、当該機関及び当該施設間で直接に、又は国内交換機関若しくは交換の任に当る当局を通じて行なわれる。

第5条 運送料

送達が交換当事者間で直接行なわれる場合、締約国は、その費用を負担することを要求されないものとする。送達が、1又は2以上の交換の任に当る当局を通じて行なわれる場合、締約国は、目的地までの送達費を負担する。ただし、海上運送については、包装費及び到着港の税関までの運送費のみを支払うものとする。

第6条 運送料率及び運送条件

締約国は、運送の方法が、郵便、道路、鉄道、河川又は海上運送、航空郵便又は航空貨物便のいずれによるかを問わず、交換当局がもっとも有利な現行料率及び運送条件の利益を受けるため必要なあらゆる措置を講ずるものとする。

第7条 関税上及びその他の便宜供与

各締約国は、交換の任に当る当局に対し、この条約の規定又はその実施に関し締結された取極に基づき輸入され、及び輸出される物件について、関税の免除ならびに、関税上その他の手続に関して、もっとも有利な条件を許与するものとする。

第8条 交換の国際的調整

締約国は、国際連合教育科学文化機関憲章により同機関に課された交換の国際的調整に関する任務の遂行について同機関を援助するため、この条約の適用に関する年次報告ならびに第12条の規定に従って締結した2国間取極の謄本を同機関に送付しなければならない。

第9条 情報及び調書

国際連合教育科学文化機関は、第8条の規定に従って、締約国が提供する情報を公表し、また、この条約の適用に関する調書を作成し、かつ、公表する。

第10条 ユネスコの援助

- 1 締約国は、この条約の適用から生ずるすべての問題の解決のため、国際連合教育科学文化機関に技術上の援助を要請することができる。同機関は、その事業計画及び能力の範囲内で、特に国内交換機関の創設及び組織のため前記の援助を与える。
- 2 同機関は、自己の発意により、締約国に対し前記の事項についての提案を行なう。

第11条 既存取極との関係

この条約は、締約国が国際取極によってすでに負っている義務になんら影響を及ぼすものではない。

第12条 2国間の協定

締約国は、必要なとき又は望ましいときはいつでも、この条約の規定を補足するため、及びこの条約の適用から生ずる共通の関係事項を規制するため、2国間の取極を締結するものとする。

第13条 用 語

この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語で作成される。

第14条 批准及び受諾

- 1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の加盟国により各自の憲法上の手続に従って批准され、又は受諾されるものとする。
- 2 批准書又は受諾書は、国際連合教育科学文化機関の事務局長に寄託するものとする。

第15条 加 入

- 1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の非加盟国で同機関の執行委員会が招請するすべての国の加入のため開放しておく。
- 2 加入は、国際連合教育科学文化機関の事務局長に加入書を寄託することにより行なう。

第16条 効力の発生

この条約は、3番目の批准書、受諾書又は加入書が寄託の後12ヵ月で、その日に又はその日以前に各自の前記の文書を寄託した国についてのみ効力を生ずる。この条約は、批准書、受諾

書又は加入書を寄託する他の各国については、その批准書、受諾書又は加入書の寄託の後 12 ヶ月で効力を生ずる。

第 17 条 条約の適用地域

いずれの締約国も、批准、受諾又は加入の時に又はその後いつでも、国際連合教育科学文化機関の事務局長にあてた通告書により、自国が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部にこの条約が適用される旨を宣言することができる。この通告は、受領の日の後 12 ヶ月で効力を生ずる。

第 18 条 廃 棄

- 1 各締約国は、自国のために又は自国が国際関係について責任を有する領域のために、この条約を廃棄することができる。
- 2 廃棄は、国際連合教育科学文化機関の事務局長に寄託される文書により通告されるものとする。
- 3 廃棄は、廃棄通告の受領の日の後 12 ヶ月で効力を生ずる。

第 19 条 通 告

国際連合教育科学文化機関の事務局長は、第 14 条及び第 15 条に定めるすべての批准書、受諾書及び加入書の寄託並びに第 17 条及び第 18 条にそれぞれ定める通告及び廃棄通告の寄託を同機関の加盟国及び第 15 条に掲げる同機関の非加盟国、並びに国際連合に通報するものとする。

第 20 条 条約の改正

- 1 国際連合教育科学文化機関の総会は、この条約を改正することができる。ただし、この改正は、改正条約の当事国となる国のみを拘束するものとする。
- 2 総会がこの条約の全部又は一部を改正する新条約を採択したときは、その新条約に別段の規定がない限り、この条約は、新しい改正条約が効力を生ずる日に、批准、受諾又は加入のための開放を終止するものとする。

第 21 条 登 録

この条約は、国際連合教育科学文化機関の事務局長の要請により、国際連合憲章第 102 条の規定に従い、国際連合事務局に登録されるものとする。

1958 年 12 月 5 日にパリで、総会の第 10 回会期の議長及び国際連合教育科学文化機関の事務局長の署名を有する本書 2 通を作成した。これらの本書は、国際連合教育科学文化機関の記録に寄託され、その認証謄本は、第 14 条及び第 15 条に掲げるすべての国並びに国際連合に交付される。

以上は、国際連合教育科学文化機関の総会がパリで開催し、1958年12月5日に閉会を宣言したその第10回会期において採択した条約の正文である。

以上の証拠として、われわれは、1958年12月5日に署名した。

総会議長

事務局長

認証謄本 パリ

国際連合教育科学文化機関法律顧問